

## サケ科学奨励賞規程

(目的)

第1条 この規程はサケ学研究会の研究の向上と活動の促進をはかるために、サケ科学奨励賞の受賞に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(賞の名称)

第2条 「サケ科学奨励賞 Salmon Science Incentive Award」(以下、「サケ科学賞」という。)とする。

(受賞者の資格)

第3条 受賞者は当該年度のサケ学研究会において口頭発表あるいはポスター発表を行った満年齢40歳以下の会員とする。

(サケ科学賞選考委員会)

第4条 サケ科学賞選考委員会(以下、「選考委員会」という。)は、サケ学研究会の役員により構成する。

2. 選考委員会の委員長は幹事から選ばれた会長とする。

(受賞者の選考方法)

第5条 サケ学研究会に参加した一般会員は、選考対象の発表をすべて聴いた上で、所定の投票用紙に1名の受賞資格者を選定し投票する。

2. 事務局は投票用紙の集計を行う。

3. 選考委員会は投票結果に基づき、最優秀な発表者を受賞者として選出する。

4. 会長は、選考委員会の議を経て受賞者をサケ学研究会の場で発表する。

(賞の授与)

第6条 賞の授与は、サケ学研究会の閉会時に行う。

2. 賞の内容は事前に選考委員会で決定する。

3. 賞に要する費用は特別経費「サケ科学奨励賞基金」の経費をもって充てる。

(改訂および改廃)

第7条 本規程の改定および改廃は選考委員会にて行う。

(付則)

第8条 この改正規程は2020年12月5日より施行する。